



ちょっと変だよ 経産省② 中古品は販売不可!? PSE法“迷走”解釈

3月9日に衆議院第2議員会館の会議室で行われたPSE法の問題点を話し合う勉強会

“20世紀の電気用品”が抹殺される! 家電製品などの安全性を保証するPSE法が「中古品」をめぐって大混乱を来している。なぜ、法解釈は“迷走”したのか

本誌：山田俊浩、武政秀明 撮影：高橋孫一郎

一連の“騒動”はすべて、中古品業者が経済産業省に問い合わせたことから始まった。

中古品売買チェーン大手「ハードオフコーポレーション」にある文書が届いたのは、昨年10月のことだった。「電気用品安全法（PSE法）の規定で、2006年4月1日以降は『PSEマーク』の表示がない電気製品の販売はできなくなります。ご注意ください」。

差出人は日本ビクター。自社製品の取り扱い販売店に宛てたものだ。中古品がメインのハードオフは一部、新品も扱っており、たまたま同社にも送られてきたのである。

「販売できなくなる」製品に中古品は含まれるのか。中古品の規定はどうなのか。当然ながら、ハードオフの長橋健・社長室長はこの点が引っかかった。経済産業省のホームページなどで調べてみたが、どこにも中古品に関する記載がない。

そこで経済省に問い合わせたのが、問い合わせを受けた製品安全課の担当者は、中古品が対象かどうか即答できなかつた。ハードオフは途方に暮れてしまった。

前言翻した経産省 “決まった”のは1月末

PSE法は電気製品の安全確保を義務づけた法律だ。それまでの電気

用品取締法を改正して01年4月に施行され、特定電気用品（自販機、マッサージ器など危険性の高い製品（一般家電製品）338品目が対象）の絶縁耐力試験などの検査基準は旧法・新法とも同じだが、国の機関に限定していた検査を民間にも開放したこところがミソである。

特定電気用品では、メーカーがモルタルタイプごとに登録検査機関の検査を受け、証明書の発行を受けることが義務づけられている。合格すれば製品ごとにメーカーが自主検査を行なう（特定以外の電気用品は自主検査のみ）。これらの過程を経て、「PSE」マークの表示が可能となる。

PSE法施行後、5、7、10年（品目ごとに異なる）の経過措置期間を過ぎればPSEマークのない製品は「販売を行なはならない」というのがPSE法の規定である。

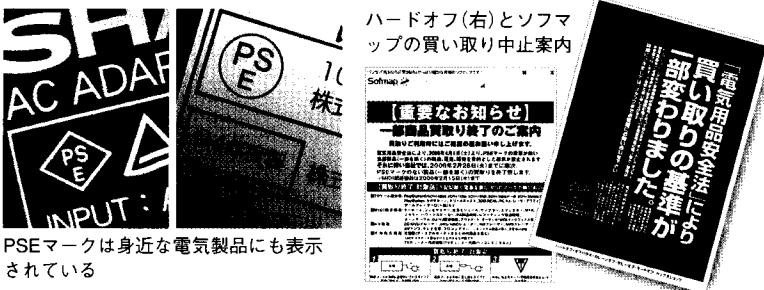
ハードオフのような中古品業者にとっては一大事だ。中古品もPSEマークがなければ、売つてはいけないのだとしたら、経営に多大な影響を及ぼす。罰則規定もあり、「後で『知らなかつた』では済まされない」（長橋社長室長）。ハードオフは一秋の思いで、経済省から問い合わせの返事が届くのを待つていた。

昨年11月9日。ハードオフに経産省・情報通信機器課の担当者から連

■ 2001年以前の製品は売れなくなってしまう!?

—PSE法の主な対象商品一覧—

	主な対象商品	新法マーク	旧法マーク	販売猶予期間
特定電気用品 (112品目)	電気温水器、電気便座、自動販売機、鋼製床用ヒーター、高周波脱毛器、磁気治療器、運動式おもちゃなど			2006年3月31日
	電気マッサージ器、直流電源装置(ACアダプター)など			2008年3月31日
特定以外の 電気用品 (338品目)	蛍光灯用ソケットなど			2011年3月31日
	電気冷蔵庫、電気洗濯機、暖風機、電気調理器、テレビ、電子楽器、音響機器、複写機、ゲーム機器など			2006年3月31日
	電気スタンド、電気冷房機(エアコン)、空気清浄機、電動工具など			2008年3月31日
	電線管、電磁開閉器など			2011年3月31日



PSEマークは身近な電気製品にも表示されている

絡が入った。「このままでは中古品も対象となる。特例措置を検討するので少し待つてほしい」。PSE法は同省の製品安全課の管轄だが、電機メーカーなどを担当する情報通信機器課にも無関係ではなかった。

PSE法27条には「PSEマークのない電気製品の販売、または販売を目的とする陳列を行ってはならない」とうたわれている。だが、経過措置期間は、メーカーが新製品在庫を売り切るまでの年月を最大限配慮して決めたものと思われる。01年以前に旧法で安全のお墨付きを得た製

品が経過措置期間後に、急に本質的な欠陥で故障することはまずないから、「01年以後に新たに製造・輸入する製品にはPSEマークが必要」というのが立法の真意だろう。

しかし、中古品を含まないと規定がどこにもないため、法文をなぞれば、中古品も規制対象と読める。法案審議当時、他の法案と一括審議になり、中古家電の取り扱いについて質疑や指摘はなかった。中古の話がスッポン抜け落ちていたのだ。

最終判断は内閣法制局が下し、今年1月末、経産省は「特例措置を検討」とした前言を翻し、「中古品も対象」とハードオフに回答してきた。

が、当のハードオフは経産省の判断を待たず、1月11日時点で「2月11日以降は対象製品の買い取りを中止し、4月からは販売しない」方針を決め、店頭で通知を始めていた。

この事態がネット上の2ちゃんねるなどの掲示板で取り上げられたことで、一部の中古品売買・リサイクル業者が経産省の対応に猛反発。ビンテージ物の電子楽器を愛用するプロの音楽家や音楽愛好家などにも反対運動が広がったのである。

経産省の製品安全課で今回の問題を担当する福島伸一郎課長補佐は「解釈を変えた事実はない。法律制定時から中古品は対象」と反論する。だが、それでは、PSE法と同様、消費者の安全を守る法律の一つである改正ガス事業法(00年10月施行)のケースは、どうなのか。

改正ガス事業法ではガス瞬間湯沸かし器、ガスストーブなどに「PSTGマーク」の表示が義務づけられ、猶予期間を終えた昨年9月30日以降の販売が禁止された。しかし、経産省はこうしたガス機器の中古品を販売・リサイクルする業者に対し、取り扱い禁止の通告、指示を行っていない。

改正ガス事業法では問い合わせする事業者がいなかった。一方、PSS

殉難の中古事業者へ転業?

E法の場合は、ハードオフからの問い合わせがあり、「騒がれた」ためにあえて白黒つけざるをえなくなってしまった——これが実態だろう。

降つてわいた法解釈により、リサイクル事業者はPSEマークが付いていない在庫の処分に困り果てるところになった。製品安全課では「(特定以外は) 製造事業者として登録を行い自主検査を行えばPSEマークを付けければ販売できる」という。

この「指導」に対応し、大手の中には製造事業者となつて自らPSEマークを付けて販売しようとする動きもある。中古の厨房機器を扱うテンボスバスターでは「製品寿命からもあと2~3年は以前の製品を売りたい、買いたい、というニーズがある。厳しい通電検査は従来から行っているが、あらためて旧法時代の製品は自主検査を行い、自社でPSEマークを付けることを検討中」(川原史敬取締役営業本部長)という。

ただし、これが可能なのは「特定以外の電気用品」だ。「特定電気用品」の場合は難しい。「製品にもよるが、検査には30万円程度は必要」(検査機関である電気安全環境研究所)。同一製品を大量につくるメーカー、大量に輸入する商社であれば、

30万円のコストを吸収できるが、中古品を一品ずつ検査依頼するのは、無理な話だ。「特定電気用品である）スシネタ用冷蔵庫やビール用冷蔵庫などは、サービスとしてお客様に無償で差し上げるしかない。販売は禁止でも、譲渡は許されている。ほかに方法はない」（川原専務）。

特定以外の自主検査に必要な絶縁耐力試験用の機材は10万円程度。購入しても負担は大きくなりが、それ以外のさまざまなリスクを負うことになる。自社でPSEマークを貼れば、その後の事故発生時には罰則対象となりリスクがある。また、製造物責任法（PL法）の訴訟リスクを負う可能性があるうえ、修理や改造などによって一部部品を交換して販売すれば、今度はメーカーから商標侵害などの嫌疑で訴訟を提起されるリスクもある。

こうしたリスクを抱え込みたくないれば、PSEマークの付いていいない製品を扱うことはできなくなる。ハードオフは在庫処分に伴い、1店舗当たり数十万～数百万円の損失が出ると見積もった。

閉店の危機に直面したケースもある。東京・秋葉原のラジオ会館4階でレコードプレーヤー、アンプ、ビデオデッキなどの中古オーディオを扱ってきた清進商会。同社の店頭に並ぶ500品ほどある在庫のうちほ

かに方法はない」（川原専務）。

特定以外の自主検査に必要な絶縁耐力試験用の機材は10万円程度。購入しても負担は大きくなりが、それ以外のさまざまなリスクを負うことになる。自社でPSEマークを貼れば、その後の事故発生時には罰則対象となりリスクがある。また、製造物責任法（PL法）の訴訟リスクを負う可能性があるうえ、修理や改造などによって一部部品を交換して販売すれば、今度はメーカーから商標侵害などの嫌疑で訴訟を提起されるリスクもある。

“対策”を発表だが問題はさらに複雑化

さすがに影響の大きさに驚いたのか、経産省は3月中旬になって、また態度を変えた。

製品安全課が発表したのは四つの対策。ひとつが絶縁耐力試験の実施に対する支援で、全国500カ所で検査を受けられる体制を整える。また、検査に必要な機器の無料貸し出しなども行う。第二が書式の簡略化。PSEマークを付けるために必要な製造事業者としての届け出書類について、徹底的な簡素化を行う。

第三に、電気楽器、電子楽器、音響機器、写真焼付機、写真引伸機、写真引伸用ランプハウス、映写機のうち、生産終了しているものについては、旧法に基づくマークが付いていれば販売を許可することになった。四つめが新制度への移行を周知徹底するための広報活動の強化だ。

だが、これらはモグラ叩き的な「の場しのぎ」でしかない。

4月1日以降も、PSEマークの付いていない製品を「使う」「譲る」「レンタルする」「個人で販売する」場合はOKだ。「事業者が販売する」場

はすべてがPSEマークのない製品だ。店主の小川進氏は営業継続が困難と判断し、2名いた従業員を解雇するところまで追い込まれた。

Interview



PSE法は経営の死活問題

PSEマークを付けるためだけに“製造事業者”にはなれない 山本善政 ●ハードオフコーポレーション社長

PSE法の規定に基づき、今年4月から「PSEマーク」を表示していない一部の中古電気製品が売れなくなることは、中古品の売買を本業とする当社の経営にとって死活問題だ。

上場企業として法律は順守しなければならない。当社は直営、フランチャイズを併せた約540店舗で、2月11日から規制対象製品の買い取りを中止し、それまでの在庫品は処分セールに踏み切った。その後、3月14日に経済産業省が発表した施策を受けて、今回の規制対象となっていた製品のうち、楽器と音響機器については処分セールを撤回し、買い取りも再開した。

ただ、家電などその他の規制対象製品については対応が変わっていない。経産

省からは製造事業者になってハードオフ自らPSEマークを付ければ販売できるといわれているが、さまざまリスクを負う点を考えると、現実的にはなかなか難しい。

PSEマークのない古い電気製品の安全性が低いとは思わない。当社は買取った中古電気製品の販売に保証を付けており、販売後に重大な事故が発生したことはない。それに、10～20年前の高級オーディオなどは、最新の安価なオーディオよりもよっぽど安全につくられていると思う。

そもそも旧法（電気用品取締法）で国が安全性などを認可した製品が、今年4月で急に「危険」とされるのはおかしな話だ。

合だけ、再検査が必要になる。その理由は、PSE法第27条で禁じられているのが「販売」または「販売を目的とする陳列」だからだ。本当に危険性があるのなら、レンタルを行う場合でも、再検査が必要だろう。国民の安全を守るために法律が、まったくチグハグなことになっている。

全国500カ所の検査施設をつくなどの緊急予算是「膨大な額にな

る。通常予算ではとてもムリ。かき集めて実施する」（製品安全課）。新たなムダを生むことになる。

問題点を3月1日の衆院予算委員会で質した民主党・川内博史議員は「5年指定の商品をあと2年延ばし、その間に法律に中古電気用品の扱いをしつかり書き込む必要がある」と主張する。法案に大きな穴があいていた以上、これが筋だろう。